

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

発達相談

内 臨床心理士による、育児の不安・悩み相談。

日 毎月第3火曜の午後。

所 子育て支援総合センター(中央区南3西7)。

対 就学前の子を持つ保護者。

申 事前に、直接(要予約)。

【詳細】 子育て支援総合センター
1 (208) 7961

**ワーキング・
マタニティスクール**

内 妊娠中の健康管理、講話、交流会、保育園情報提供など。

日 6月3日(土)午後1時〜3時30分。ちえりあ(14階)。

対 働しながらの出産・育児を希望する初妊婦の方とその配偶者100人。

申 〆、FAX、E。上欄必要事項を記入し、5月11日(木)から母子衛生研究会(521)2426、FAX(521)3695、E:hokkaido@mch.or.jp)へ。(先着)

【詳細】 地域保健課(211)2306



**外国人の高齢者・
障がい者に福祉手当を支給**

公的年金に加入できなかったため、年金を受給できない外国人の高齢者や障がい者に、

福祉手当を支給します。

内 本市に外国人登録か住民登録をしていて、次のいずれかに該当する方。①大正15年4月1日以前生まれで永住許可(特別永住許可)を受けている方(昭和36年4月1日以降に帰化した方を含む)、②昭和37年1月1日以前生まれで、昭和57年1月1日以前に重度心身障がい者だった方(昭和57年1月2日以降帰化した方を含む)、③昭和36年4月1日〜57年1月1日に日本国籍を取得し、その前に20歳に達していて重度心身障がい者だった方。

【詳細】 区役所(1階)の保健福祉課

地域福祉振興助成金の交付

地域福祉活動を行うボランティア団体などへ助成金を交付します。助成要件など詳しくは、申請書をご覧ください。

申 5月16日(火)から区役所の保健福祉課、市民活動サポートセンター(エルプラザ内/17階)などで配布する申込書を、6月15日(木)(消印有効)までに送付。助成要件に基づき審査の上、決定。

【詳細】 保健福祉局総務課(211)2932

**障がいのある方への
補装具交付の一部廃止**

身体に障がいのある方に対

**手話通訳者派遣の
窓口変更**

5月1日から、手話通訳者派遣の窓口が変更となりますので手話通訳を依頼する際は、ご注意ください。

新窓口 視聴覚障がい者情報センター2階社団法人札幌聴力障害者協会手話通訳担当(中央区大通西19、(633)7575、FAX(633)7600)。

【詳細】 障がい福祉課(211)2936、FAX(218)5181

地域療育支援等施設事業

身近な地域で、在宅の障がいのある方(子供を含む)やその家族に対し、療育指導や相談支援を行います。随時、各事業所へお申し込みを。

事業所相談室 ぽぽ(中央区南9西13) (522)4112、相談室セーボネス(東区北24東16) (789)2288、相談室あゆみ(白石区川北254) (879)5555、相談室きらら(豊平区西岡5の14) (581)3939、相談室ベガ(4月

【詳細】 障がい福祉課(211)2936

車いすを使用する方の健診

車いすを長時間使用することに伴う骨の変形などを予防するための健康診断です。

日 5月8日(月)〜8月31日(木)。

対 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方。

申 区役所の保健福祉課で配布中の申込書を提出。

【詳細】 区役所(1階)の保健福祉課

**在宅福祉サービスマス協会
協力員登録説明会**

高齢者、障がいのある方などへの家事援助や庭の手入れごみ出しなどを行う協力員(有償ボランティア)登録のための説明会を開催。活動への謝礼は1時間700円程度(交通費実費支給)です。

【詳細】 区役所(1階)の健康・子ども課(ただし、東区は(711)3211、南区は(581)5211)

新設、手稲区手稲本町2の3) (694)5444。

【詳細】 障がい福祉課(211)2936

**障がい者による
政策提言サポーター懇談会**

サポーターの提言書に対する市の取り組みについて説明するほか、障がいのある方やご家族の意見をお聞きます。

日 5月15日(月)午後2時〜4時。

所 視聴覚障がい者情報センター(中央区大通西19)。

【詳細】 障がい福祉課(211)2936

長期療養児への支援を開始

△療育相談指導▽
特定の慢性疾患にかかり、長期療養を必要としている子供やその家族に対して、日常生活の悩み・不安などについての相談を行います。

所 区保健センター。

△日常生活用具給付▽
詳細はお問い合わせを。

給付品目 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム。

対 国が定める小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者で、在宅療養の際に日常生活用具を必要とする方。※ほかの福祉制度の対象となる方は除く。

対 対象者の属する世帯の収入に応じる。

【詳細】 区役所(1階)の健康・子ども課(ただし、東区は(711)3211、南区は(581)5211)

日 5月22日(月)午前9時30分〜正午。

所 在宅福祉サービスマス協会(リネージュプラザ内/17階)。

定 80人。千100円(来年3月までの分。登録者のみ当日納入)。

申 5月15日(月)から。(先着)

【詳細】 在宅福祉サービスマス協会(272)4440

長期療養児への支援を開始

△療育相談指導▽
特定の慢性疾患にかかり、長期療養を必要としている子供やその家族に対して、日常生活の悩み・不安などについての相談を行います。

所 区保健センター。

△日常生活用具給付▽
詳細はお問い合わせを。

給付品目 便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム。

対 国が定める小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者で、在宅療養の際に日常生活用具を必要とする方。※ほかの福祉制度の対象となる方は除く。

対 対象者の属する世帯の収入に応じる。

【詳細】 区役所(1階)の健康・子ども課(ただし、東区は(711)3211、南区は(581)5211)